



2017年7月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長  
長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### ガス絶縁開閉装置事業に関する欧州司法裁判所の判決について

当社は、2016年3月30日付「ガス絶縁開閉装置事業に関する欧州裁判所への上訴について」にて公表のとおり、欧州のガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為に関しての欧州一般裁判所による欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する旨の判決を不服として、欧州司法裁判所に上訴しておりました。

昨日、当社は、当社単独として56.8百万ユーロ（約73億円）及び三菱電機株式会社との連帯責任として4.65百万ユーロ（約6億円）を賦課するとの欧州委員会の決定を支持する旨の欧州司法裁判所の判決を受領し、当該判決が確定しました。

なお、この判決の影響については、そのほぼ全てを過年度において引当計上済であり、2017年度業績に与える影響は軽微です。

#### (これまでの経緯)

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、当社は、2007年4月に欧州一般裁判所に決定の取消を求めて提訴しました。2011年7月、同裁判所は判決を下し、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したものの、課徴金賦課の算定方法に誤りがあるとして当社に対する課徴金については全て取消しました。当社による欧州競争法違反行為の有無について、当社は、同年9月に欧州司法裁判所に上訴いたしましたが、2013年12月に欧州委員会の決定を支持する最終判断を受けています。

上述の欧州一般裁判所の判決により課徴金を取り消されたことを受け、2012年6月、欧州委員会が課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定手続及びその内容が不当であるとして、欧州一般裁判所に提訴いたしました。2016年1月に欧州一般裁判所が欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する判決を下し、当社は、これに不服として同年3月に欧州司法裁判所に上訴しておりました。

今回の欧州司法裁判所の判決は、欧州委員会による課徴金再賦課決定について、欧州委員会の決定を支持したものです。

以 上